

「新古今集詞連歌」考察——和歌句題、続歌と詞連歌——

小山 順子

はじめに

前稿（小山順子・竹島一希「新古今集詞連歌」翻刻と紹介『京都大学国文学論叢』18、平19・9）に引き続き、「新古今集詞連歌」の検討と考察を行う。小山の担当する小稿では、詞連歌の発生から、「新古今集詞連歌」の企画の意図や成立の背景について考察することを目的とする。

一、詞連歌について

まずはじめに、今回取り上げた「新古今集詞連歌」のよ
うな、特定の古典を典拠とする詞を賦物として用いる連歌
（以下、詞連歌と称する）についての概略を検討しておこ
う。

詞連歌作品は、前号掲載の翻刻の底本として用いた国立国会図書館蔵『連歌合集』第二十九冊（わ911・2—11）と、対校本として用いた陽明文庫蔵『古連歌異鉢』（近／二四三／九九）に、おおよそがまとめて収載されている。また、対校本に用いた京都大学文学部国語学国文学研究室蔵『異例連歌』（国文／GI／4）は、特殊賦物で詠まれた連歌を集成し、作品を通覧できるものである（二）。『古連歌異鉢』『異例連歌』は、詞連歌だけではなく特殊賦物連歌を集成したものであるが、こうした集に収められ、またその名称にも表れているように、詞連歌は連歌の中でも、正風連歌とは一線を画す特殊な一ジャンルとして認識されていたことが窺われる。

現存を確認しえた詞連歌を興行年順に掲出する。

康正二年（一四五六）八月 源氏伊勢詞百韻

文明十四年（一四八二）六月二十二日 源氏詞百韻

大永元年（一五二一）九月十三日 源氏詞百韻

大永元年（一五二一）十月六日 伊勢物語詞百韻

大永二年（一五二二）五月十八日 万葉集詞百韻

大永二年（一五二二）十月五日 万葉集詞百韻

年次未詳（大永年間） 万葉集詞百韻

大永三年（一五二三）三月十八日 新古今集詞百韻

天文十七年（一五四八）八月 三代集詞百韻

ここに挙げた九例の詞連歌のうち、六例までが大永元年から三年までに集中しており、この頃が詞連歌の最盛期といえる。しかし大永に盛んに詠まれた詞連歌は、その後、ほとんど試みられなくなる。とはいえ、全く姿を消した訳ではなく、近世に入って、版本として出版された『撰集詞連歌』のような大規模なものも見出せる（後述する）。

このような詞連歌の発生について、現存する最古の詞連歌から考察したい。康正二年「源氏伊勢詞連歌」は、『源氏物語』『伊勢物語』の詞を長句・短句交互に詠み込むもので、『異体千句』の第十百韻である。『異体千句』は古典文庫『千句連歌集 三』（昭56、古典文庫）所収で、その名の通り、変種の賦物百韻ばかりの千句である。康正二年（一四五六）八月に、山名家臣の金（蟹）沢下野守入道源意の独吟で詠まれ、一条兼良に序文と合点を乞うている。

この『異体千句』で用いられた賦物は、源氏国名（第二）・五色（第二）・古今集作者（第三）・一字露顯（第四）・伊呂波（第五）・建保名所百首（第六）・草木（第七）・魚鳥（第八）・韻字（第九）・源氏伊勢詞（第十）・廻文（追加）である。ここで用いられている賦物は、第一・第二・第三・第六・第七・第八の六つの百韻が名詞を詠み込む物名賦物である。こうした名詞を詠み込む賦物は、百韻連歌が成立した後鳥羽院時代の仙洞における連歌においても用いられていた。『明月記』の記事によると③、五色（正治二年九月二十日・寛喜二年閏一月十六日）・国名源氏（建保三年十一月二十八日）・草木（建保五年四月十四日）は『異体千句』と重なり、また魚河名（建保三年八月二十一日）も第八百韻と同じく魚の名を賦物としている。三代集人名（安貞五年十一月十九日）は勅撰集の歌人名を詠み込むもので、第三百韻の古今集作者と共通する。また、第五百韻の伊呂波連歌も、院政期から詠まれていたことが『古今著聞集』巻五和歌「いろは連歌の事」より窺われる。序文を記した兼良は、宝徳三年（一四五二）三月に「賦三代集作者百韻」、同年八月に「賦伊呂波百韻」、同じ頃に「賦源氏国名百韻」を催行しており、源意は「賦三代集作者百韻」に出座している。この経験が、特殊賦物ばかりの『異体千句』を独吟で詠んだ背景にあると考えられている④。

さて、賦物は百韻全てを制約し統一する機能を持つ。しかし十四世紀半ばになると発句だけに取られるようになり、形骸化した。その中で『異体千句』は、どの百韻も、全句に渡って賦物を取り、また用いられる賦物も古くに用いられていた遊戯的な物名・冠字が中心である。「異体」と称せられ、兼良による序文にも「思ひもかけぬ（賦）物をえらび、あやしきをかぞふるしわざども也」と記されているが、決して新奇な試みではない。むしろ古い連歌の在り方を踏襲した、復古主義的なものと言えるのである。

『異体千句』の第八百韻までの賦物は、百韻連歌の発生時から見られた伝統的な物名・冠字である。しかし第九・第十百韻は、これまでとは異なる新機軸の賦物である。第九百韻の韻字連歌は、百韻に渡って支韻の字を詠み込んでゆき押韻することを規制とするもので、その後に隆盛を迎える漢和聯句の先蹤としても注目される^⑧。源氏伊勢詞連歌も、巻名などの名詞ではなく、物語本文の詞に注目した新たな特殊賦物であった。『異体千句』の中には、源氏伊勢詞連歌の他にも、古典作品を賦物に用いたものがある。『源氏物語』の巻名を長句に詠み込む第一百韻、『古今集』作者の名を賦物とする第三百韻、『建保名所百首』題の地名を賦物とする第六百韻である。これらは、特定の古典による名詞・固有名詞を賦物とすることで、百韻に統一を持

たせている。しかし、こうした名詞を賦物に用いる百韻連歌は、物名として名詞を隠し詠むことが基本である。つまり、名詞は名詞として句の中で用いられない。表向きは別の詞を形成し、百韻の賦物を踏まえて見る時に、初めてその隠された名詞が浮かび上がるように作るのが原則である。これは、いわば連歌の有する遊戯的・技巧的な面である。詞連歌は、古今集作者連歌・建保名所百首連歌などと同様に古典の知識を基盤としたものではあるが、それとは一線を画す非物名賦物である。古典から取った詞は、それ自体はごく一般的な詞に過ぎない。固有名詞のように、詞それ自体が確固とした特定の意味や個性を有する訳ではない。あくまでも、その詞が特定の古典作品に依るものであると示されているために、古典作品との繋がりが明確にされ、賦物としての意味が与えられる。詞連歌は詞をそのまま引用し、しかも原典通りの意味で用いる点で、物名賦物とは異なるのである。

源意が「源氏伊勢詞連歌」を詠んだ背景には、源意が『異体千句』の序文・合点を依頼するなど、一条兼良と親交を有していたこと、また当時、従来の寄合に依らない原典重視の風潮があったことを、安達敬子氏^⑨が指摘する。この点について私見を付け加えておきたい。源意が「源氏伊勢詞連歌」を発想した背景を考えるにあたって、兼良序文

の第十百韻に関する部分に次のような記述があることに注目される。

第十に、源氏伊勢物語の哥の詞をもちいらるゝ扇の絵に女の形かきたるを、源氏の心か伊勢の心かとうたがふ事の有しを、花鳥・風月といひけん、かんなぎのあづきによせて問しかば、六条の斎宮のはゝ御やす所のなのりしてあらはれたると云事は、無下に近き世のつくり物語なるべし。

これは、室町時代に広く流布した御伽草子『花鳥風月』について述べている。『花鳥風月』は、扇合に出された扇に描かれた男女の絵について業平説・光源氏説が出て、それを明らかにするために巫女の花鳥・風月姉妹に口寄せ占いをさせ、花鳥・風月の問答を通じて、『伊勢物語』『源氏物語』の内容が紹介されるというものである。『花鳥風月』は『源氏物語』『伊勢物語』を物語の代表的作品として一対に扱うものである。こうした意識は、物語から女性の登場人物を各十二名選んで判を付す『伊勢源氏十二番女合』にも見出せる。『源氏伊勢詞連歌』は、長句・短句交互に異なる物名を詠み込んでゆく物名賦物の伝統に、源氏・伊勢を相対する『花鳥風月』や『伊勢源氏十二番女合』の発想を取り入れたものではないかと考えられる。『花鳥風月』や『伊勢源氏十二番女合』は、物語の登場人物や場

面に注目し、それをダイジェストするものである。「源氏伊勢詞連歌」に見られる、巻名にとどまらず本文に依拠した詞そのものを賦物にするという姿勢は、巻名などの物語の外形的な面だけではなく、本文すなわち物語場面そのものに踏み込みながら、百韻全句に渡って取り入れてゆこうとするものであると考えられる。

『異体千句』からは、物名・隠名という特殊賦物として類型的・典型的なものから、「名詞」といういわば分かりやすい記号から離れて、古典に依る詞を詠み込む詞連歌へと展開していったという過程が窺われるのである。

さてこの詞連歌の試みは、次の時代の後土御門天皇にも波及した。後土御門天皇が独吟で詠んだのが、文明十四年六月二十二日「源氏物語詞連歌」である。後土御門天皇は『新撰菟玖波集』を奏覧されるなど、連歌を愛好した天皇であった。後土御門天皇が独吟で「源氏物語詞連歌」を詠んだ四十年後、大永元年九月十三日、後柏原天皇が父・後土御門天皇に倣って「源氏物語詞連歌」を催行した。これは独吟ではなく、堂上の公家十二名で巻かれた御会連歌であった。その後、詞連歌は堂上で流行するのである。大永年間の詞連歌の張行を、作品の現存が確認されないものも含め、鷺尾隆康の日記『二水記』の記録と合わせて年表として掲出する。ゴシックで示したのは、先にも挙げた、

作品が現存するものである。

大永元年九月十三日 源氏物語詞連歌（御会）

九月十九日 源氏物語詞連歌（御会）

九月二十五日 源氏物語詞連歌（山科言繼邸）

十月六日 伊勢物語詞連歌（御会）

十月七日 源氏物語詞連歌（中御門宣秀邸）

大永二年五月十三日 万葉集詞連歌（御会）

五月十八日 万葉集詞連歌（御会）

九月三十日 万葉集詞連歌（御会）

源氏物語詞連歌（貞敦親王邸）

十月五日 万葉集詞連歌（親王御会）

年次未詳（大永年間） 万葉集詞連歌（御会）

大永三年三月十八日 新古今集詞連歌（御会）

ここから窺われるのは、源氏物語詞連歌の流行の翌年、万葉集詞連歌が流行し、最後に新古今集詞連歌が試みられたという過程である。端書に日付を持たず、興行年次未詳の万葉集詞連歌も、連衆の位官表記から近接する時期に巻かれたと推測され、おそらくは大永二年の万葉集詞連歌の盛行時に詠まれたものであると考えられる。源氏物語詞連歌に次いで、同年十月六日に伊勢物語詞連歌が催行される。これは、先にも述べたように『源氏物語』と『伊勢物語』が並び称される代表的な物語作品であったことや、源意が

源氏伊勢詞連歌を詠んでおり、それを個別に百韻の賦物として用いたと見れば、源氏物語詞から伊勢物語詞へというのは自然な発想であったと思われる。

しかし、次いで企画された詞連歌は、「万葉集詞連歌」であった。万葉集詞連歌も、源氏物語詞連歌と同様に流行し盛んに詠まれた。このような、物語作品の詞連歌から古典和歌の詞連歌へという流れは、発想として不自然ではないかもしれない。また、百韻全句に渡って本歌取りするという試みも、宗砌・忍誓・専順・心恵（敬）・光長による享徳二年（一四五三）三月十五日「賦何路連歌」に見られる^{（一）}。しかし、この「賦何路連歌」は本歌の出典が未詳の句も多く、本歌取りの方法も詞をそのまま引用することに意を払うものではない。心を取る本歌取りも用いられている。万葉集詞連歌や新古今集詞連歌は、全句に渡って本歌取りすることを前提とはするが、加えて特定の歌集から詞を選び出し、それをそのまま引用して詠み込むことを規制としている点で、単なる本歌取りとは一線を画す。また、物語よりも、和歌からの詞を取る場合、部立や主題に縛られることが予測され、物語詞よりも制約の多いものと考えられる。それまでに先行例を見ない古典和歌の詞連歌を生み出す背景については、検討が必要であると思われる。

こうした、百韻に特定の歌集を典拠とする詞を賦物とし

て用いる連歌の発生には、幾つかの下地が考え得るだろう。そこで注目されるのが、大永年間の詞連歌に先立ち、永正年間前半に、御会和歌で古典和歌の一句を歌題とする和歌句題が出題されていることである。永正三年（一五〇六）閏十一月二十五日は後撰集句題、永正五年（一五〇八）六月二十五日には拾遺集句題で歌題が出されている。古典和歌から詞を選び出し、それを詠み込むという点で共通する和歌句題は、万葉集詞連歌・新古今集詞連歌の企画の発想に関わるのではないか。

次節では、和歌の一句を歌題とする和歌句題について検討したい。

二、和歌句題の歴史

古典作品に依る詞を用いて新たな作品を作り出すという技法は、連歌より早く、和歌では本歌取りとして定着したものであった。特に、特定の古典から詞を選び出し、それを詠み込むことを規制とする点で共通する和歌句題について考えてみたい。ここでいう「句題」とは、漢詩句の一句ないしは複数句を歌題とすることには限らない。漢詩句を歌題とする「句題和歌」以外にも、句題和歌と称される和歌が存在する。例えば、四字もしくは三字の結題を「句題」

と称する場合があり、「崇徳院句題百首」や、建仁元年（一二〇一）『仙洞句題五十首』がそれにあたる。また、古典和歌の一句を詠み込むことを制約とした和歌の場合も、その一句を「句題」と称することから句題和歌に含められる。これら全てを包含して、広義に句題和歌と称しておく（以下、句題和歌と表すものは広義の句題和歌を指し、漢詩句を歌題とする句題和歌は漢詩句題和歌と表す）。

今、問題としたいのは、古典和歌の一句を詠み込むことを制約として課した和歌である（以下、和歌句題と表す）。

詠み込むべき和歌の一句を指定し、それを歌題として一首を詠むという詠法は、新古今時代、建久元年（一一九〇）六月に定家の主導で試みられていた。定家『拾遺愚草員外』に「一句百首」、慈円『拾玉集』に「勒一句百首」、『公衡集』に「勒一句詠百首和歌」として収められている百首歌がそれである（他にも隆寛・俊成が詠んだらしいが歌は伝わらない）。これは和歌に詠まれる一句を四季（春三十・夏二十・秋三十・冬二十）に分け、その句を第何句目に置くかを指定した上で和歌を速詠するという試みであった。この百首歌の歌題となった勒句は、素材で見ると、そのうち七十題は堀河百首題と、十七題は永久百首題と重なるという指摘がある⁹。古典主義的な百首題を規範としながら、それを単に素題で出すのではなく、勒句で出し、更には所

定の場所に詠み込むという制約を課したのが眼目である。勅句そのものは、用例を古典和歌に見いだすこともできるとはいえ、特定の古典に依るものではない。

一方、古典和歌の一句を詠み込むことを制約とした和歌の古い例には、家隆『壬二集』所収の「古今（の）一句をこめて」と詞書が付された和歌六十四首がある。また、家隆の息子である隆祐の家集『隆祐集』の「百番歌合」の部分には、「光俊朝臣古今詞百首」と詞書がある歌が十二首、「光俊朝臣後撰集詞百首」とある歌が一首ある。

佐藤英朗氏¹¹は、家隆歌がもともとは百首歌として詠まれたものであること、隆祐歌と同じ機会の詠であろうこと、家隆の最晩年、文暦元年（一二三四）十一月十七日から翌嘉禎元年九月十日までの詠作と推定できること、『隆祐集』の詞書によると、この「古今詞百首」「後撰詞百首」という企画は、葉室光俊の主催であったことを指摘している。

光俊自身の作は伝わらない。しかし光俊は他に漢詩句題和歌も試みていた。『光俊集』には十六首の漢詩句題和歌が収められている¹²。また『夫木抄』雑・故郷・四六三三は詞書に「文集百首歌に、秋風生¹³破関」（白氏文集「出関路」・新撰朗詠¹⁴）（括弧内は句題の出典を示す、以下同）とある詠が収められており、白氏文集題で百首歌を詠んでい

たことが知られる。「古今詞百首」「後撰詞百首」も、特定の古典作品による百首歌の企画として、関連のあるものなのかもしれない。

但し、光俊主催の「古今詞百首」「後撰詞百首」は、『古今集』『後撰集』歌の一句を詠み込むことを課してはいるが、予め詠み込む句を指定して題が出されていたのではないらしい。それは和歌の題として句が掲出されていないこと¹⁵、また『壬二集』の詞書にも「古今（の）一句をこめて」とあり、古今歌の一句を詠み込んだ上で和歌一首をなすことが制約であったと推測されるのである。

しかし、勅句百首のように和歌の一句を歌題として出すという試みと、「古今詞百首」「後撰詞百首」のように、特定の古典による一句を詠み込むことを課するという詠法が結び付くと、古典和歌の一句を歌題として出すという和歌句題の形式が生まれる。また、和歌句題と同様に古典を句題として用いる詠法として、漢詩句題が先行していたことも、発想の背景として重要であろう。古く大江千里「句題和歌」を先蹤とし、更には特定の漢詩集・佳句集から漢詩句題を選ぶ漢詩句題和歌も、院政期以降、和漢朗詠集題の藤原隆房「朗詠百首」、白氏文集題の慈円・定家・寂身「文集百首」など企画・詠作されていた。このように和歌の詠法の一つとして定着していた漢詩句題が、和歌句題へと応

用されたと考えられる。しかも古典和歌の句を自詠に詠み込み、新たな歌を生み出す本歌取り技法が確立している時代である。和歌句題と通常の本歌取りとの間に差異があるかどうかは、詳しい検討が必要ではあるが、詠み込む句を指定するということは、どの和歌を本歌取りするかを予め決め、その上で一首を詠むことを課すものであるとひとまず考えられる。

このような和歌句題が好まれたのは、玉葉集時代、伏見院の頃であった。伏見院は漢詩句題和歌も残しており『伏見院御集』三七〇・三九・四三・一〇五・一四五、句題和歌の形式、もしくは新鮮な歌題形式に関心が高かったのであろう。和歌句題の中でも、特にこの時代には、万葉和歌句題が好んで用いられている。これは、玉葉時代の万葉尊重の気風を背景として考えると考えられる。

万葉集の詞にて二百首歌読み侍りけるに、「ころもにすらん（万葉二六）」

秋はぎのさくや花のの露わけて衣にすらん人なとがめ
そ 『玉葉集』秋上・五七・九条隆博

万葉集歌の一句を題にて人人歌つかうまつりける
に、「かくれぬ程に（万葉三六六）」

花の色はかくれぬほどにほのかなる霧のゆふべの野べ
のをち方 『玉葉集』秋下・四六・為子

万葉集の詞一句を題にて人人に歌よませせ給けるに、「ひかりはきよく（万葉七）」といふことをあまつ日の光はきよくてらす世に人の心のなごかくも
れる 『玉葉集』雜五・二五三・後伏見院

『伏見院御集』九・三四・五二・八〇三・八八・八八・八九・八九
・一〇六・三九・三六九・一四六四・一六五・一七四・一九三・二〇九・二三
三『伏見院御集 冬部』一七・一九には、「万葉集の一句」「万葉一句」「万葉詞」などと万葉歌の一句を歌題として用いた和歌が収められている（詞書に「万葉」と無くても、『万葉集』を典拠とする句が題として掲出されているもの、重出歌も含む）。また『風雅集』『新千載集』にも、同様の詞書を持つ歌が収められている。

伏見院、万葉のことばにて人人に歌よませせ給ひける時、「秋のももよを（万葉四〇）」といふ事をながしてふ秋のももよをかさねてもながめあくべき月のかけかは
『風雅集』秋中・五四・中山宣親

万葉の詞にてよませ給うける御歌の中に、「又もあはめやも（万葉三・九五・三三〇）」といへることをいたづらにくるしき海にしづみなば法のうき木に又もあはめやも
『新千載集』釈教・八八・花園院

万葉集の詞にてよませ給うける御歌の中に、「たづわたるみゆ（万葉二〇）」といふことを

海原やおき漕ぎくれば夕塩のひがたのうらにたづわたるみゆ

〔新千載集〕雑上・二六三・伏見院

『玉葉集』五七番歌の詞書によると、これは二百首歌として企画されたものであるらしい。歌人が一人一人二百首詠進したのか、それとも続歌形式で、歌題を割り振られてのものであったのかは判断しがたい。またこれらの歌が、全て同じ機会のものであるのか、もしくは何度も催行されたものであるのかは分からない。但し、この種の和歌句題が、一度きりのものでなかったことは、『玉葉集』と『新千載集』に収められる次の四首からも知ることができる。

ふるき歌のこと葉にて千首歌人人によませさせ給うけるに、「こととはかよへど（万葉二七・四四）」

猶ざりのことはかよへどそれしもぞいつまでかはと心おかる

〔玉葉集〕恋三・二五四・房子

ふるき歌のこと葉にて人人に千首歌よませさせ給ける時、「ありなぐさめて（万葉六六・三六）」といふことばを読み侍りける

おのづからうき身わするるあらましにありなぐさめて世をやすぐさん

〔玉葉集〕雑五・二五二・二条為世

ふるき歌のことばにてよませ給うける御歌の中に、「つまふく風（万葉七）といへる事を

から衣つまふく風の身にしむはうらさびしかる秋やき

ぬらん

〔新千載集〕秋上・三二・光厳院

ふるき歌のこと葉にて歌よませたまうける時、「さきにほふらん（古今三三）」といふことを

今よりやさきにほふらむさをしかの声きくをのの秋萩の花

〔新千載集〕秋下・四六・伏見院

この「ふるき歌の詞にて」という歌題を共通して有する四首は、同じ機会のものであろうか。三首は『万葉集』の句を歌題としているが、一首が『古今集』句題であるので、『万葉集』だけを典拠として限定するものではなかったものと考えられる。無論、他の三首と、伏見院の『新千載集』四六番歌が別の機会のものである可能性もあるが、千首の歌の和歌句題を全て『万葉集』から採ったと考えるよりも、三代集など他の歌集からも和歌句題を選んだと見る方が妥当であると思われる。なお、他にも『玉葉集』時代の歌人の詠作で、同様の詞書を持つものに、『遺塵集』一八五「古歌のことばをよみ侍りけるに、「うきになりゆく（不明）」といふことを」（高階宗俊）、『臨永集』四「古歌の詞にて歌よみ侍りける中に、「うつりがこくも（古今八七）」といふ事を」（九条隆教）があり、これも同じ機会の詠作である可能性を指摘しておく。

また『伏見院御集』一七九（にほひのこれる）・同二七〇（「花になりにける」）は、詞書によると『古今集』仮名

序の詞を歌題としたものである。伏見院が様々な趣向を凝らした和歌句題を用いていたことは、これらの例から明らかである。他にも、伏見院時代の末期にあたる正安元年（一二九九）に、探題^{十三}（探題については後に詳しく述べる）で後撰集句題「山は雪ふる（後撰^二）」を詠んでいた例が、春日若宮社神主であった中臣祐臣の『自葉集』に見出せる^{十四}。祐臣は『玉葉集』に一首入集するが、奈良で活動していた南都歌人である。南都歌壇においても、都の和歌句題への好尚は波及していたらしい。

その後も、和歌句題の例は散見する。「古き歌の詞……」では、『新葉集』二〇六五「いざこととはん（古今四二）」（二条為忠）、『新統古今集』八八八「なにかわかれの（古今六七）」（頼阿）、『続草庵集（頼阿）』四四四「うき世中は（古今五五）」が、拾遺集和歌句題では『草庵集』三三四「けふ行末（拾遺六六）」、古今集仮名序句題では『新千載集』雑中・五二四（采海）が見られる。漢詩句題和歌『句題百首』も残している頼阿の例が三例と多いことが目を引く。

三、後柏原天皇と和歌句題

このように、古典和歌の一句を題として詠む和歌句題は、鎌倉時代中期から行われていた。室町時代に入っても、家

集からこうした和歌句題で詠まれた作を拾い集めることができる。室町時代においても、和歌句題に用いられたのは『万葉集』『古今集』が主であったようで、万葉集句題は、飛鳥井雅親『亜槐集』二〇七「室町殿より、万葉集の歌の詞の一句を題にて五十首かきて奉れと仰せられしとき、（下略）」や、後崇光院（伏見宮貞成親王）『沙玉集Ⅰ』一三〇（二）「同年（注・応永二十年）の冬、万葉詞百首、当座に人人によませられ侍りし中によめる」が、古今集句題は『宗祇集』三〇「宗匠家にて古今の一句を題にて人人五首歌よみし時（はなのところは）古今七五）」、下冷泉政為『碧玉集』一六三「七月廿九日宗祇法師第三廻追善に古今一句を題にて侍従大納言家（注・三条西実隆）張行に侍りける五十首の中に、「けふこそさくら（古今六四）」の例が見られる。

ここで注目したいのは、伏見院時代のような二百首歌・千首歌という大規模なものではないが、『宗祇集』の「五首歌」以外は、五十首歌・百首歌という典型的な定数歌の形式と和歌句題が結び付いていることである。伏見院主催の二百首歌や千首歌が、どれくらい組題として整然としたものであったのかは分からない。しかし『沙玉集Ⅰ』の例は、百首のうち二十首のみの抄出（もしくは、後崇光院の詠のみを収めたものか）ではあるものの、四季・恋・雑の部が立てられており、組題として整理されたものであった

ことを窺わせる。また『沙玉集Ⅰ』詞書には「当座に人人に」とある。和歌句題が当座で複数の歌人によって詠まれた例があることは、和歌句題が通常の題詠よりも大きな制約を課しながら、それゆえに当座で歌人たちの力量を試すような、遊戯性を有していたことが窺われる点にも注目される。

こうした、和歌句題を歌題として用いる傾向は、堂上和歌にも波及した。永正年間前半に、御会和歌で和歌句題が二度出題されている。永正三年（一五〇六）閏十一月二十五日は後撰集句題、永正五年（一五〇八）六月二十五日には拾遺集句題で歌題が出されている。

なお、この和歌句題より前には、狭義の「句題和歌」、すなわち漢詩句題和歌が堂上の御会において二度詠まれていることも注目される。一度目は、永正二年（一五〇五）二月二十二日「水無瀬法楽和歌」（白氏文集句題）、二度目は、永正三年（一五〇六）五月四日「聖廟法楽和歌」（杜詩句題）である。おそらく、漢詩句題を御会における歌題として出すという新規の試みを経た後で、次の試みとして、和歌句題に着目したものと考えられる。漢詩句題や和歌句題が、御会における歌題に採用されたのは、当時が和歌に熱意をそそいでいた後柏原天皇の治世であったことと無関係ではあるまい。月次の定教和歌、そして着到和歌など、

堂上では夥しい数の和歌を詠むことが日常化していた。用いる組題も、固定化したものではなく、新機軸のものが求められたことが想像され、漢詩句題や和歌句題も、新たな組題として試みられたものであろう。「水無瀬法楽和歌」の白氏文集句題は三条西実隆の撰題であるが、「聖廟法楽和歌」の杜詩句題は実隆の補助のもとで後柏原天皇が自ら撰んだものである^{十五}。永正三年の後撰集句題・永正五年拾遺集句題も、後柏原天皇の勅題であることが『宣胤卿記』（永正三年閏十一月二十四日条）と『再昌草』（永正三年閏十一月二十四日条・永正五年六月二十四日条）に記されている。また『宣胤卿記』の記事には、「勅題也、後撰集哥詞、今度始而被^{十六}拔出云々」とあることから、後撰集句題が初めての試みであったこと、全く新たに組んだ題であったことが知られるのである。なお後柏原天皇の和歌句題は、組題として整然と構成されたものである。

こうした句題和歌は、新機軸の組題という意味を有するだけではない。堂上歌人にとって、漢詩句題や和歌句題に取り組むことは、和歌の学習という意味も有していたであろう。これまで用いられたことの無い新機軸の歌題に対して、歌人は従来とは異なる取り組み方を模索せざるをえない。しかも、題詠を詠む際には題が求める本意を、確実に理解し消化した上で和歌を詠むことが必要となる。漢詩句

題にせよ和歌句題にせよ、題の意味や和歌に詠むべき内容を把握することが歌人に求められる。単に本歌取りとして一句を用いて和歌を詠むのではなく、和歌句題における和歌の作り方は、まず用いなくてはならない古典和歌句題があり、それに合わせて和歌を詠む。用いる詞とそれが含まれる組題の部立が先行しており、一首をそれに合わせて仕立てなくてはならない。単なる本歌取りよりも、制約が多くなる。

後柏原天皇の父・後土御門天皇の在位期間は、連歌が興隆し、盛んに堂上で張行された時代であった。後土御門天皇の死後に即位した後柏原天皇も、連歌を多く張行している。しかし、後柏原天皇が熱意を示したのは和歌であった。

後柏原天皇の時代は、三条西実隆・下冷泉政為・上冷泉為広といった有力歌人が歌壇を率い、毎月の月次和歌御会が催され、毎日一首ずつ詠進する着到和歌が定着した^{十六}。

和歌への関心は、古典を学ぶ必要性へと結び付く。和歌の学習は、古典への精通と切り離せない。古典学を修めることが堂上歌人に求められ、共通の課題となる。永正年間に漢詩句題・和歌句題の御会和歌が試みられ、大永年間に入ってから、詞連歌が繰り返し催行されたという現象は、後柏原天皇の和歌愛好、古典尊重の意識を背景にするものと考えられる。漢詩句題・和歌句題は、その句題が取られた

古典が明示されている。『白氏文集』『杜工部詩集』『後撰集』『拾遺集』を歌題とする、と示される以上、そこには基づく古典への関心は無論のこと、規範として仰いでいるという意識——敬意といってもよいだろう——が窺われるのである。当時の漢詩句題や和歌句題が、後柏原天皇の和歌愛好の傾向と切り離せないのは、単に新機軸の組題というだけではなく、古典を尊び、そこから多くを学ぼうとする点にも求めうるのである。

こうした傾向が、出詠者の重なる連歌の場にも波及し、生まれたのが「万葉集詞連歌」「新古今集連歌」であったと考えられるのである。

但し、和歌句題から詞連歌への展開については、異なる形態の文字を結び付ける上で、もう一点、続歌と連歌の関連の点からも付言しておきたい。前節で取り上げた定家らの勅句百首や、光俊主催の「古今詞百首」は、一人の歌人が百首全てを詠むものであるが、永正三年後撰集句題和歌も、永正五年拾遺集句題和歌も、続歌——複数の歌人に歌題を振り分けて定数歌を詠む方法で詠まれたものである点に注目される。

続歌とは、探題から生まれたものである。探題とは、歌会に出席する歌人たちが、同一の題で詠むのではなく、各自にそれぞれの題を割り当てるために、題をくじ引きして

詠むという詠歌方法のことである。探題と続歌は、ほぼ同義で用いられるが、探題で詠まれた歌をまとめたものを続歌と呼んだと考えられている^(七七)。また探題が当座でのくじ引きによって題が決められる、当座性を必須条件とするものであったのに比して、続歌は当座性を離れ、兼題で出されてもよく^(七八)、定数歌の形式として定着した。室町時代の堂上御会における定数歌は、続歌として詠まれるのが通常である。

複数の歌人に歌題を振り分けて、一つの定数歌を完成させる続歌は、連歌との共通性が高い。そもそも連歌とは、中国の聯句を日本の詩歌に応用したもので、それが和歌の百首・五十首という定数歌の形式と結び付いて百韻連歌が発生したのである。しかも続歌も連歌も、「多数の人の融和と協力との上でのみ成立する性質をもっている」^(七九)という共通項がある。また、全体で五十首・百首という決まった数が規定されており、出詠者の実力によって詠む歌(句)数に差が生じる点、他から与えられた題を念頭に置いて虚構として創作をなす方法、本来和歌が有していた仲間と共に味わう即興的な面白みの現出を続歌も連歌も保有し続けた点を、廣木一人氏^(八〇)が続歌と連歌の類似性として指摘している。また、続歌がそもそも探題から生まれたものであることを顧みると、連歌の賦物を探題の歌題に転

用した例が見出せ^(八一)、探題歌会と連歌会と間に、その当座性・遊戯性ゆえの近接性が認めうることにも注意される。探題における当座のくじ引きによる歌題の割り当ては、続歌では兼題になり形骸化してはいるものの、各々が異なる題を担当する点、また歌人は偶然によって決まった題に従って和歌を詠出することになる点は引き継がれている。それは、連歌のように、行様に従って詠み込まなくてはならない詞を即興で探ってゆく方法とは逆であるが、自らの意図しないところで詠まなくてはならない方向が決定され、それをいかに消化するかが力量の見せ所であるという点では共通しているのである。

続歌と連歌の共通性・類似性を背景とすれば、和歌句題の続歌を経験した後柏原天皇が、その手法を連歌にも応用しようと考えるにいたったのは自然な成り行きだったのでないか。和歌句題が御会和歌の歌題に用いられたのは永正のことで、大永の詞連歌の盛行よりも十五年前のことであった。まず後土御門天皇に做った「源氏物語詞連歌」が詠まれた。次いで同じく物語詞連歌である「伊勢物語詞連歌」が催行された。それに次ぐ企画として、「万葉集詞連歌」「新古今集詞連歌」という、古典和歌を用いた詞連歌が発想されたのは、和歌句題による続歌の経験を背景としていたと考えられるのである。独吟であった後土御門天皇

の百韻とは異なり、後柏原天皇は、御会連歌会において詞連歌を巻いた。それは独吟による孤独な営為ではなく、続歌と同様に、多人数で紡ぎ出される面白みを求め、また、互いに切磋琢磨しあう学習の場として意識していたためではないだろうか。

和歌句題の場合は、まず出典となる古典が定数歌の歌題全体に課せられ、詠み込むべき詞が指定される。詞連歌は、百韻に渡って詞を取るべき古典が最初に示されるのは同様であるが、どの歌からどの詞を取るかは連衆に任される。これは、依るべき古典の枠組みが予め決められているという共通点はあるが、逆の方向で詞を用いることとなる。つまり、和歌句題においては、詠み込むべき詞が決められ、またその詞がどの部立に属するかによって、おのずから詠むべき和歌の方向性が規制される。その規制の中で、歌人は和歌表現を模索しなくてはならない。しかし詞連歌の場合は、連歌の行様や式目に従って、自分が詠むべき句を考えている。その際に、前句からの付合によって取る詞を考えてそれに沿った内容の句を作り、もしくは詠みたい内容から取る詞を考える。和歌句題によって、予め定められた古典和歌の一句をいかに利用して部立に沿った和歌を詠むかを課題とした後、詞連歌では、付合や行様に従って自分で詠み込む詞を探り詠み入れるという課題に取り組むことにな

ったのである。歌題として古典和歌の一句を与えられる和歌句題よりも、その場でふさわしい詞を導き出し、句を仕立てる詞連歌は、依るべき歌集に精通していなくてはならない。いわば、集の詞を自在に引用できるかどうかが問われているのである。連歌作品として見る時、詞連歌は正風連歌とは異なり、「異体連歌」と呼ばれる特殊なものである。しかし、和歌を愛好した後柏原天皇の治世であり、堂上歌壇が活性化していた時代であることを顧みると、単なる遊戯性だけではなく、そこに古典に精通することを求める、学習の意図を汲み取ることができよう。

後柏原天皇は「新古今集詞連歌」張行当時、六十歳。大永六年（一五二六）に六十三歳で没する後柏原天皇にとって、詞連歌の張行は晩年の事跡になる。なお一連の詞連歌の連衆は、甘露寺元長（六十八歳）・冷泉永宣（六十歳）を除けば、三十・四十代の公家たちである。詞連歌とは、後柏原天皇が、東宮・知仁親王及び次の時代を担う世代の公家たちの学習の場として企画し、繰り返し張行したものであったという側面が考えられるのである。

四、「新古今集詞連歌」について

さて、本稿の冒頭に示したように、詞連歌は大永元年か

ら三年までの三年間に集中して張行された。詞連歌の流行の末期にいたって巻かれたのが、大永三年三月十八日「新古今集詞連歌」であった。最後になったが、この「新古今集詞連歌」について、その意味を考えたい。

まず注目されるのは、この作品が『新古今集』を典拠とする詞を百韻に渡って賦物とするという点である。同様に新古今集詞を賦物とする連歌作品の例には、近世に入って、紹山（仍氏）・昌築の両吟『撰集詞連歌』所収の百韻がある。この『撰集詞連歌』は二千句連歌で、宝永元年（一七〇四）八月から宝永三年（一七〇六）に千百韻が、残りは享保九年（一七二四）六月から十一月に詠まれたものである^(二七)。二十の百韻はそれぞれ二十一代集を（金葉・詞花で第五百韻）、追加は新葉集を賦物として用いている。

「新古今集詞連歌」はそのうちの第七百韻であり、勅撰和歌集全てを賦物として連歌を巻くという試みの一環であるから、『新古今集』のみに着目したものではない。特に『新古今集』に注目して、詞を賦物とする連歌作品として、この大永三年三月十八日「新古今集詞連歌」は他に例を見ないものなのである。

第二節で検討してきたように、古典和歌句題は、三代集か『万葉集』に限られており、『新古今集』から取るものは見られない。これは、藤原定家の『詠歌大概』などで規

定される本歌取りの基本的な範囲が、三代集を中心とするものであったためと考えられる。和歌句題には例が見られず、詞連歌の中で初めて試みられたのが、『新古今集』を典拠とする詞連歌であった。「万葉集詞連歌」は、玉葉集時代に端を発する万葉和歌句題の延長線上で捉えられる。では何故、「万葉集詞連歌」に次いで企画されたのが、三代集ではなく『新古今集』から詞を取る「新古今集詞連歌」であったのだろうか。

それは、和歌と連歌の間にある本歌取りの規定の差を反映したものであったと考えられる。和歌において本歌取りの範囲は、三代集を基本とする。無論、それは実作と照らした時にはあてはまらない場合も多いが、概ねそれが規範・原則として意識されていたのは確かであろう。しかし、連歌においては『新古今集』までが本歌取りの範囲とされた。二条良基は『近來風体』で次のように記している。

一、本歌には堀河院百首までをとるなり。おなじくは名人の哥をとるべし。勅撰は後拾遺までをとるべしと申き。但、いまは金葉・詞花・千載・新古今などを取りたらむはなにかくるしかるべき。此分左相府（注・足利義満）へも申侍事なり。連歌には新古今までをもとるなり。証哥には近代の哥よみの哥をも用也。

この良基の記述については、伊藤伸江氏^(二八)の論に詳

しい。伊藤氏は、良基が『新古今集』歌の本歌取りを容認する姿勢を示し、当時の和歌が『新古今集』の本歌取りによる和歌表現のあらたな可能性を見出していたと論じている。また『僻連抄』や『応安新式』では、連歌においても本歌取りの範囲は和歌と同様に『堀河百首』作者までと規定されていたが、この良基の『近來風体』以後、一条兼良「新式今案」「本歌付合事は至_三新古今集_レ用_レ之」、宗祇「吾妻問答」「作者は堀河院の時代までを本とせり。集は新古今迄を取り」と規定され、文龜元年（一五〇一）の肖柏『連歌新式追加並新式今案等』では「至_三続後撰集_レ可_レ用_二本歌_一之由又被_レ定」と更にその範囲は広げられていることも、伊藤氏が指摘している。和歌における『新古今集』からの本歌取りは、実作においては容認されていたとはいえ、原則として認められるには到らなかった。しかし連歌においては規範として定められ、それが踏襲されることとなる。こうして『新古今集』は連歌においては本歌取りの典拠としての位置を占めたのである。

では連歌においてのみ本歌取りの典拠として規定される『金葉集』から『新古今集』までの勅撰集の中で、取り上げられたのが何故『新古今集』であったのか。それはやはり、心敬以降の連歌師による『新古今集』重視が根底にある。良基は『近來風体』で「新古今ほどおもしろき集は

なし。初心の人にはわろし。心得たらむ人は此集をみむ事、いかでかあしかるべき」と述べている。しかしその後、宗祇に至ると『吾妻問答』に以下のような記述が見られる。

但、三代集・千載・新古今・名所の抄などは、是非とも眼にかけられ候はでとは存じ候。さりながら、老学の人・小児などの上には、是程の事も大事たるべきにや。しからん人は、古今・新古今・名所集等ばかりをも用ひらるべし。

初学者は避けるべきとされた『新古今集』が、ここでは寧ろ初学者がまず見なくてはならない歌集として、『古今集』と並んで挙げられるようになっていく（二十四）。つまり連歌師にとつて『新古今集』は、欠くことのできない初学書でもあった。このような、連歌を学ぶ上で『新古今集』を重要視する姿勢が、「新古今集詞連歌」の根底にあると考えられる。

『新古今集』からの本歌取りは、和歌においては規範化されていないため、和歌句題として用いることはできなかったであろう。しかし、連歌においてならば『新古今集』からの本歌取りは既に規範化されていた。和歌では許容されないことが、連歌においてならばできる、その差が最も端的に表れるのが『新古今集』からの本歌取りであったのではないだろうか。それゆえに、和歌句題では用いられる

ことのない『新古今集』に注目し、「新古今集詞連歌」が企画されたと推測するのである。「新古今集詞連歌」とは、和歌とは異なり、連歌において本歌取りの重要な古典としての地位を占める『新古今集』から、自在に詞を引用し利用することができるかに主眼を置かれた試みであつたと考えられるのである。

【注】

(一)『異例連歌』は、未紹介の資料であると思われるので、詳細を記しておく。なお、『異例連歌』は共同執筆者の竹島一希氏の教示により、また調査も同氏によるものであるが、本稿のここで紹介しておくこととする。

『異例連歌』は、概ね、特殊賦物を課した百韻を集成したものであり、それに加えて、末尾に幾つかの百韻連歌を合わせて写したものである。百韻全てを書き写したものと、初折の抜書のみ箇所がある。ここには、室町時代から江戸時代中期にかけての詞連歌が集められている。詞連歌作品を知る上で有益なものであり、更には、百韻が現存しないのではないかと考えられる作品を含んでいるので、煩雑になるが、内容を紹介しておく。詞連歌作品については、ゴシックで表記した。*で記したのは、掲出作品についての注である。なお、書誌については前号参照のこと。

《目次》(◎は連歌総目録に記載があるもの)

- ◎ 明応八年十一月四日 庚申物名連歌「空たかく」(百韻)
- ◎ 永正八年十月十五日 魚鳥連歌「明やらで」(百韻)
- ◎ 永正十七年六月七日 草木連歌「夏やなき」(百韻)
- ◎ 文明十四年五月十日 名号連歌「ふた声と」

(前半五〇句)

- ◎ 文明十四年六月二十二日 源氏詞連歌「時めかぬ」

(初折)

- ◎ 大永元年九月十三日夜 源氏詞連歌「照そふや」(初折)

- ◎ 大永二年五月十八日 万葉集詞連歌「おもふ空」(初折)

- ◎ 大永二年十月五日 万葉集詞連歌「散のころ」(初折)

*端書には年次不記。本稿では年次未詳とした。

- ◎ 大永二年十月五日 万葉集詞連歌「松になを」(初折)

- ◎ 大永三年三月十八日 新古今集詞連歌「花に明て」

(初折)

- ◎ 天文二年六月八日 疊字連歌「なつ草に」(初折)

- ◎ 天文十七年八月二十六日 三代集詞連歌「ちれば花」

(初折)

- ◎ 天文十七年八月二十七日 草木連歌「明るよも」(初折)

- ◎ 天文十七年八月二十八日 疊字連歌「山いくへ」(初折)

- ◎ 天文十七年八月二十八日 疊字連歌「芳間を」(初折)

- ◎ 大永元年十月六日 賦伊勢物語連歌「冬の日の」(初折)

・宝永元年五月四日 伊勢物語詞連歌「行雲の」(初折)

*「去年仲秋之発句／両吟百韻之内一折拔書」の注記あり

・宝永元年五月四日 源氏詞連歌「野分にぞ」(初折)

*「去秋八月中旬発句」「不取物語意題号之次第再返無違乱」「百韻之内一折拔書」の注記あり

◎文正二年一月一日 宗祇名所百韻(百韻)

◎大永八年四月十二日 名号之連歌「なつころも」(百韻)

*宗長(独吟)

◎文明四年十月二十六日 賦何路連歌「風やなど」

(初折表)

*発句、他本は「風や雲」

◎天文十六年十一月七日 賦何路連歌「木がらしは」

(初折表)

◎賦何木連歌「いつ染し」宗長独吟(初折表)

*長享二年七月太神宮法楽千句の第二

◎賦何人連歌「時はいま」(初折表・裏二句目・末尾二句)

*天正十年五月二十七日「愛宕百韻」

このうち、宝永元年五月四日「伊勢物語詞連歌」と同年同日「源氏物語詞連歌」の二つは、百韻の現存が確かめられないものである。現在伝わらない詞連歌の興行を知りうる資料である。

なお、本論中に触れた『撰集詞連歌』の他にも、近世の詞連歌作品に嘉永元年(一八四九)四月十九日から八月二日に巻かれた『賦和歌古今詞千句』(宮内庁書陵部蔵、154—520)がある。連衆は勝金・通孝・勝倫・重教・豊貞の五名(追加には勝勇・通良・執筆が加わる)。これは、第一百韻を『古今集』巻一・十一、第一百韻を巻二・十二というように、巻を限定して賦物として用いている。なお、追加は歌仙人名序詞を賦物にしている。

(二) 石田吉貞『新古今世界と中世文学 下』(昭47、北沢図書出版)第四編第五「中世初期連歌の賦物」参照。

(三) 古典文庫『千句連歌集三』解説(島津忠夫執筆)

(四) 漢和聯句の発生については、拙稿「漢和聯句と後土御門天皇の文明期連歌壇」(京都大学国文学研究室中国文学研究室『文明十四年三月二十六日 漢和百韻譯注』平19、勉誠出版所収)でも検討したことがある。しかしその際、この『異体千句』第九百韻「韻字連歌」を見落としていた。ここで、漢和聯句の先蹤として注目し、付け加えておきたい。

(五) 安達敬子『源氏世界の文学』(平17、清文堂出版)所収「室町連歌における原典の受容——「源氏詞連歌」二種——」

(六) 注(五) 安達氏著書に依る。

(七) 「新古今集詞連歌」の張行について、『二水記』大永年三月十九日条に「十九日 午刻参内、有「御連哥」、発句予申入

了、毎句被「籠」新古今集詞「了」とある。当該連歌の発句は隆康であるので、この記事は確かに当該連歌に関するものであるう。この記事によれば、張行は十九日となるが、百韻の端書に「大永三年三月十八日」とあり、また『実隆公記』大永三年三月十八日条にも「十八日、己未、晴、風吹、（中略）禁裏御連哥「新古今詞」、云々」とあることから、張行は十八日であったとみてよいだろう。『二水記』の日付が誤っているものと考えておく。

(八) 新潮日本古典集成『連歌集』（島津忠夫校注、昭54、新潮社）所収。同書「校合本」項によると、叡島神社野坂家蔵本・京都大学国語学国文学研究室蔵本は「本歌連歌」と題しているとのことである。

(九) 田仲洋己「建久元年「一句百首」考」『国語と国文学』64—4、昭62・4。なお勒句の撰定については、石川一「慈円『勒句百首』考——歌題選定を中心に——」『中世文学研究』22、平8・8）も参照。

(十) 佐藤英朗「藤原家隆の古今一句歌——その詠作時期と原態について——」『国文学研究』77、昭57・6

(十一) 本間洋一『王朝漢文学表現論考』（平14、和泉書院）第四部I「王朝和歌の表現と漢詩文について——中古・中世の私家集世界と『和漢朗詠集』——」に漢詩句題とその出典の考察がある。

(十二) 注(十) 佐藤氏論文も指摘しているが、次の一首も同機会の詠作であった可能性が高い。

古今百首

しほかぜの吹あげにみゆるはまびさしあるじもしらず
なみのたてるか 『夫木抄』雑七・二八三・九条基家
これもやはり、歌題に句を指定していない。

(十三) 玉葉集時代に探題が好まれたことについては、小林守「玉葉和歌集と探題和歌」『明治大学日本文学』22、平6・9）、酒井茂幸「鎌倉・南北朝期の探題歌会について」『古典遺産』50、平12・8）参照。それを踏まえると、伏見院の一連の和歌句題も探題として出されたものである可能性もあるが、不明とせざるをえない。

(十四) 中臣祐臣『自葉集』には、永仁二年（一二九四）に「古今（の）歌ごと一首の歌よみ侍りし中に」という詞書を有する五首が収められているが、詠み込む一句を指定するものではない。光俊主催「古今詞百首」と同様の趣向のものである。

(十五) この杜詩句題の撰題については、拙稿「室町時代の句題和歌——永正三年五月四日杜甫句題五十首について——」（大取一馬編『中世の文学と学問』平17、思文閣出版）を参照されたい。

(十六) 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町後期』（初版・昭47、

改訂新版・昭62、明治書院）111～117頁、伊藤敬『室町時代

和歌史論』（平17、新典社）第五章二4「再昌の世界」参照。

（十七）注（二）石田氏著書第四編第六「統歌考」

（十八）伊地知鐵男著作集Ⅰ『宗祇』（平8、汲古書院）所収「探題と統歌と」

（十九）注（十七）石田氏著書。

（二十）廣木一人『連歌史試論』（平16、新典社）第八章一「統歌考——連歌との類似性、及びその場——」

（二十一）注（十三）酒井氏論文。

（二十二）なお、紹山・昌築は、宝永元年五月四日に伊勢物語詞連歌・源氏物語詞連歌を興行していることが、注（一）に

あげた『異例連歌』から知られる。百韻全ての現存は確認されないが、『異例連歌』に初折抜書が収められている。

（二十三）伊藤伸江「連歌と新古今」（『国文学』42—13、平9・11）

（二十四）廣木一人「連歌師と『新古今集』——連歌師による重

視ということ」（『国文学』49—12、平16・11）参照。

和歌本文・歌番号は、特に記さない限り新編国歌大観に、『万葉集』は旧編国歌大観番号による。本文引用は以下に依る。なお、濁点・句読点・返り点はわたくしに付した。『二水記』：大日本古記録『二水記二』（平3、東京大学史料編纂所）、『宜胤卿記』：増補史料大成『宜胤卿記二』（昭47、臨川書店）、『近來風体』：『歌論歌学集成 第十卷』（平11、三弥井書店）所収（小川剛生校注）、『吾妻問答』：『日本古典文学大系 66『連歌論集・俳論集』（昭36、岩波書店）所収（木藤才蔵校注）

「付記」本稿は、平成十九年度科学研究補助費（若手研究スタートアップ）の成果の一部である。

（こやま じゅんこ・天理大学専任講師）